こどもに対する
性暴力の防止
についてできること
考えてみませんか？



こどもに対する性暴力は
断じて許されません。
こどもと接する現場で働く方々は、
2026年12月25日より
「こども性暴力防止法」に基づき、
性暴力防止のための
取り組みを行う必要があります。

こども
と接する
現場で働く
皆さまへ

「こども性暴力防止法」とは？

「こども性暴力防止法」は、学校や保育所、学習塾やスポーツクラブなど、
こどもに対して教育・保育などを提供する場での性暴力を防止するための制度です。
こうした施設・事業者には、従事者の性犯罪歴の有無の確認／相談窓口の設置／
性暴力の疑いが生じた際の調査／被害児童の保護・支援／従事者への研修が
求められます。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

性犯罪歴があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなります。

性暴力とは

個人の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、犯罪になり得る行為です。

例えば…
着替え、トイレ、入浴をのぞかれた／抱きつかれた、キスされた／服を脱がされた／水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた／下着姿や裸の写真・動画を撮られる、送るように求められる　など

こどもに対する性暴力の特性

相談のしづらさ
発見のしづらさ
深刻さ

- 他者や社会への信頼を失う
- 罪悪感や恥ずかしさ
- 心や体の成長への深刻な影響も

教育・保育現場の特性

- **支配性**：指導などを通じて強い立場に立つ
- **継続性**：業務の中で繰り返しこどもと接する
- **閉鎖性**：保護者などの目が届かない

不適切な行為とは？ 一緒に考えてみましょう



不適切な行為の例
- こどもとSNS上で私的なやり取り
- 私的な端末でこどもの写真を業務外の目的で撮影
- こどもと二人きりで私的に会う　など

POINT 1

「不適切な行為」とは、性暴力に該当しないが、業務上必要とはいえず、継続・発展することで性暴力につながる可能性のある行為です。

どのような行為が「不適切な行為」に当たるかは、事業内容やこどもの発達段階・特性などによって異なり、事業者ごとにその範囲を定めることになります。

POINT 2

性暴力を未然に防ぐために。

「不適切な行為」の段階で対処することで、こどもとの適切な距離感が失われることを防ぎ、性暴力からこどもたちをまもりましょう。

POINT 3

日頃から話し合いましょう。

日々の振り返りなどを通じて、日頃から「不適切な行為」の範囲について話し合って共通認識を持ち、行動の変化につなげていきましょう。

未然防止・早期発見のための取り組み

- ☑ こどもの日常観察
- ☑ 相談窓口の設置・周知
- ☑ 面談・アンケート実施
- ☑ 性暴力が疑われる場合の報告

「性暴力はどこでも起こる可能性がある」との意識を持って、未然防止や早期発見に努めましょう。

皆さま一人ひとりのご協力をお願いします

こまもろうマーク　こまもろう

「こまもろうマーク」は、こどもが安心して過ごせる環境の目印です。こども性暴力防止法に基づき、性暴力防止に取り組む事業者が付けることができます。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」について詳しくはこちら